

にほんごがくしゅうかい **日本語学習会のご案内** あんない

にちじ 日時： 9月 3日 (水)

9月17日 (水)

13:30~15:00

19:30~21:00

ばしょ 場所： 倉吉市人権文化センター

ないよう 内容： 日常生活に必要な日本語を学ぶ

Would you like to learn Japanese with us?
Please feel free to come!



9月 手話教室のご案内



日時： 9月11日 (木) 10:00~11:00
9月25日 (木) 10:00~11:00

参加者随時受付中です！お気軽にご参加ください！

◎生活の中でお困りのことはありませんか？



一人で抱え込まずに相談してみませんか？
お困りのことがあればお気軽にお越しください。
電話対応もいたします。
※ご相談いただいた内容は秘密厳守いたします。
安心してご相談ください。

◎差別落書きや人権侵害に気づいたら！すぐにお知らせください！

差別発言などの人権侵害や差別落書きは許されない行為です。発見された場合は倉吉市人権政策課または最寄りの人権文化センターまでご連絡ください。

連絡先： 倉吉市人権政策課 ☎ (0858) 22-8130

倉吉市人権文化センター ☎ (0858) 22-4768

ま ず な

倉吉市人権文化センターだより

2025年9月1日 発行 No.177号

発行所：倉吉市人権文化センター

住 所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電 話/FAX：0858-22-4768

メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

令和7年度 第4回倉吉市人権のために学ぶ同和教育講座

親の介護、オンナがするの？オトコがするの？

～誰もが介護と仕事・家庭・育児を両立できるよう、今から考える～

仕事と介護を両立する人(ワーキングケアラー)が年々増える一方、介護のために離職する人も増え続けており、離職者の約80%は女性であることも明らかになっています。

だれにとっても無関係ではられない「介護」について、女性と男性が互いの強みを活かして協働し、仕事、介護、そして人生をよりよいものにしていく方法を、一緒に考えてみませんか？



日 時 9月23日(火・祝) 13:30~15:30(開場 13:00~)

会 場 倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

講 師 飯田 雄介 さん(合同会社あいいろ デイサービスはるかぜ管理者)

申 込

- お電話でのお申し込み方法
- 倉吉市人権政策課 ☎0858-22-8130
- ①参加者氏名 ②参加者電話番号(当日連絡がとれる番号)をお知らせください。
- とっとり電子申請サービスでのお申し込み方法
- こちらのQRコードから電子申請を行ってください。



※参加に際し、手話通訳・場内誘導・座席の確保等の配慮をご希望の方は、あらかじめ下記お問い合わせ先にご相談ください。なお、託児を希望される方は、9月8日(月)までに下記お問い合わせ先にご相談ください。

なお、お引き受けできる人数には限りがあります。

お問合せ 倉吉市役所 市民生活部 人権政策課 男女共同参画係

TEL 0858-22-8130/FAX 0858-22-8230



8月の事業報告



子ども手話教室「手話で交流しよう！」 7/31・8/8



倉吉市人権文化センターでは、仲間や地域の方と一緒に手話を使った遊びを通して交流し、聴覚に障がいのある方への理解を深め、手話の大切さを知ることが目的として、夏休みを利用して子ども手話教室を開催しています。

今年度はジェスチャーをつかったビンゴゲームなどを行いました。スポーツや食べ物などをジェスチャーで示しながら、手話を学んだり、手話がわからないときでもジェスチャーや表情の変化を使えば、耳が不自由な方とも一緒に楽しく会話ができることを学びました。

また、先生が子ども達に手話で表現したい単語を尋ねると、たくさんの質問がありました。生徒からリクエストのあった言葉を先生に教えてもらいながら手話で表現することができました。



小学生育成事業「夏休みスペシャル学習会 元気なからだのひみつを知ろう！」 8/5



倉吉市人権文化センターでは、毎年夏休みを利用して小学生育成事業を開催しています。

今年度は、地域の小学生と保護者を対象に、交流をとおして、健康に過ごすことの大切さを考え、生きていく中で最も大切な食事や健康について学習しました。

はじめに、鳥取ヤクルト販売株式会社の先生から毎日を元気に過ごすために必要な、腸や大腸に関するお話を伺い、朝ご飯を毎日食べることの重要性や、規則正しい時間に就寝・起床することの大切さを学びました。

次に「簡単・健康クッキング」で簡単な調理を行いました。健康に良い食材を使っておにぎりを作り、お汁と一緒に食べました。生徒からは「簡単だったので、夏休みに家でも作ってみたい」という感想もありました。

人権を守っていくために欠かせないことのひとつが食育です。健康について学び、規則正しい生活を今後も送っていく中で、子ども達が学校の友達や地域の方々と仲良く活動し、人権についての理解を深めていけると良いと考えます。



毎年9月は「身元調査お断り運動推進強調月間」

～身元調査をしない させない 許さない！～

鳥取県では、平成8年に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を制定し、その取組の一つとして、偏見に基づく身元調査をなくすため、「身元調査お断り運動」を県民運動として推進し、毎年9月を「身元調査お断り運動推進強調月間」としています。

差別意識や偏見に基づき、結婚や就職に際し、本人の知らないところで、その人の出生や経歴などを調べる身元調査は、重大な人権侵害です。差別のない人権が尊重される社会を目指して、私たち一人ひとりが、改めて人権意識を高めていく必要があります。

○ 身元調査とは…

結婚や就職の際に行う調査、商行為上における契約の相手方の信用調査、あるいは消費貸借における借主の資力調査など、さまざまな方法があります。

①興信所等の民間調査機関によって行われる身元調査

②聞き合わせ

結婚に際し両親や親戚等によって、主に相手の実家近辺で、家庭環境や人物についての評判を聞いて回ること。

*多くの場合、重大な人権侵害であり、差別行為になります。

特に注意しなければならないのは、差別意識や偏見がなくとも、調査する側の巧みな言葉によって第三者のことを話すことで、結果として身元調査に協力してしまう場合です。

調査の目的等をよく把握し、差別行為につながる調査には協力しないようにすることが大切です。

令和7年3月『人権・同和問題に関する市民意識調査』から

Q. 身元調査についてあなたはごどう思いますか。

「すべきではない」 44.3%

「どちらかといえばすべきでない」 31.6%

「どちらかといえば必要だ」 8.2% 「当然必要だ」 1.6%

「わからない」 11.5%

無回答 2.9%

*身元調査に肯定的な市民は9.8%であり、その行為が人権侵害になるということの認識が欠けていることが伺えます。このようなことから「正しく学ぶ必要がある」と言えるのではないのでしょうか。

身元調査の多くは、同和地区出身者や在日外国人などが不当に受ける差別的な扱いにつながるものです。

本人の性格や能力とは関係なく、本人にはどうすることもできないことで差別をするのは許されません。

身元調査を依頼したり、引き受けることは、人間の尊厳を無視した差別意識や偏見に基づく行為であり、決して許されるものではありません。

(鳥取県ホームページ一部参照)



○ あなたの個人情報を守る「本人通知制度」

本人通知制度は、倉吉市に住民登録や本籍がある方が事前に登録しておけば、その方の住民票の写しなどを代理人又は第三者に交付したときに、その事実を登録者本人にお知らせし、不正請求の抑止や不正取得による個人の権利の侵害防止の効果が期待できます。

このたび、窓口に加えインターネットでの登録手続きが可能となりました。詳しくは、倉吉市公式ホームページでご確認ください。

